

令和 8 年度帯広市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的として、本方針を定める。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 方針の適用範囲

この方針は、帯広市の全組織を対象とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律 123 号）に基づく事業所等
 - ア 障害者支援施設
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
- (2) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づき国及び地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所
次の要件の全てを満たす事業所
 - ①障害者の雇用者数が 5 人以上
 - ②障害者の割合が従業員の 20% 以上
 - ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30% 以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
 - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

5 調達の対象品目等

本市が障害者就労施設等から調達する物品等は、以下のとおりとする。

(1) 物品

- ア 事務用品（筆記具、事務用具、用紙、封筒、書籍 など）
- イ 食料品・飲料（パン、弁当、おにぎり、加工食品、野菜 など）
- ウ 小物雑貨（衣服、身の回り品、食器類、木工品、刺繍品、花苗 など）
- エ その他の物品（上記以外の物品）

(2) 役務

- ア 印刷（ポスター、チラシ、リーフレット、名刺、封筒などの印刷）
- イ クリーニング（クリーニング、リネンサプライ など）
- ウ 清掃・施設管理（清掃、除草作業、施設管理、自動販売機 など）
- エ 情報処理・テープ起こし（ホームページ作成、データ入力・集計、テープ起こし など）
- オ 飲食店等の運営（売店、レストラン、喫茶店 など）
- カ その他のサービス・役務（仕分け・発送、袋詰・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、デザイン・創作 など）

6 調達の方法

- (1) 令和7年度の調達実績や本年度の調達予定を勘案して、本年度に調達する物品等についての目標を障害福祉課において策定の上、実施する。
- (2) 障害者就労施設等から提供可能な物品等については、当該施設等からの情報を収集し、帯広市の全組織に対し発注の促進を図るものとする。
- (3) 指定管理者による管理が行われている施設等に対し、当該方針について理解と協力を求めるものとする。

7 調達方針及び調達実績の公表

調達方針は制定後遅滞なく、調達実績は令和9年度に概要を取りまとめの上、それぞれ帯広市ホームページで公表する。

8 調達の目標

令和8年度予算額及び過去の調達実績額を考慮し、優先調達の目標額を次のとおり設定し、これを上回ることを目標とする。

令和8年度目標額 110,564 千円

9 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。

10 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、市民福祉部福祉支援室障害福祉課とする。